

根室市子ども・子育て会議条例（新旧対照表）

新	旧
<p>(庶務) 第10条 子ども・子育て会議の庶務は、総合政策部<u>地域創生・少子化対策室</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第10条 子ども・子育て会議の庶務は、総合政策部<u>少子化対策推進室</u>において処理する。</p>